

事務連絡
令和4年8月10日

(公社)岡山県医師会
(一社)岡山県病院協会
(一社)岡山県歯科医師会

御中

岡山県保健福祉部医療推進課

医療機関における個人情報の適切な取扱いについて

医療機関における個人情報の取扱いについては、かねてより「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添）に基づき、適切に行うことが求められているところです。

昨今、第三者による各機関データサーバーへの不正アクセスや、委託先又は職員等の不適切な情報の持ち出し、破棄等を起因とする自治体や医療機関等からの個人情報漏洩事案が相次いで発生していることから、次の事項について、あらためて貴会所属の会員へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡につきましては、当課ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

- 1 不正アクセス対策や個人情報の持ち出し、破棄に関する事項を含め、組織内における個人情報の取扱いに関する規程の内容や遵守状況をあらためて関係者間で確認し、不十分な場合には、必要な対策を講じること。
- 2 個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害する恐れがある場合には、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報保護法第26条第1項及び第2項の規定に基づき、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行うことが義務づけられていること。

(当課ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>